

法学入門の可能性

原田大樹

京都大学教授（大学院法学研究科・法学部）

2017年4月に『現代実定法入門一人と法と社会をつなぐ』（以下「本書」という）を刊行し、2020年3月に、民法（債権法）改正等の内容を反映させた第2版を刊行した。ここでは、本書の出版に至った経緯と、本書の試みの内容を略述することで、本書の概要紹介に代えることとしたい。

1. 法学入門の難しさ

学生時代に「法学入門」という科目を聴いて、難しいと感じた人は多くないと思われる。しかし、教える側からすると、法学入門ほど難しい科目はない。その理由は次の3点であると考えられる。

第1は、何をどこまで教えれば「入門」と言えるかに関する共通理解が、十分には形成されていないことである。学部で開講されている法学関係の科目の総時間数や、法学各科目の基本書の分厚さを思い浮かべれば、法学として扱われるべき情報量の多さは、すぐにイメージできる。それらのうち何を取り上げ、どの程度の詳しさを教えれば、入門科目としての役割を果たせるのかは、教える側の体験や経験にかなりの程度依存しているように思われる。

第2は、教える側の知識・能力に限界があることである。京都大学法学部には、法学系だけで60人近い研究者教員が在籍し、それぞれ専門分化して教育・研究を行っている。しかし、法学入門では自分の専門分野だけを教えるわけにはいかず、普段は馴染みのない分野の内容にも立ち入って教える必要がある。

第3は、聞き手の前提知識がほとんどな



『現代実定法入門一人と法と社会をつなぐ [第2版]』
原田大樹
弘文堂、2020年3月30日、A5判、300頁、2500円＋税

いことである。法学入門は、法学部に入学しすぐのタイミングに配当されており、法学に関する基本的な知識がほとんどない状態で話を進めていかなければならない。そこで、普通の授業ならば説明なしに使える言葉でも、その意味を改めて明確にしてから本題に入る必要がある。

2. 執筆の契機

法学入門と題された書籍は数多く刊行されているものの、本書のように、比較的若い世代が単著で出版するケースはほとんどない。本書の刊行に至った経緯は、次の3点にまとめられる。

第1は、既存の法学入門書ではカバーできないニーズの存在である。研究者教員になってすぐに、低年次向けの法学入門や演習科目で法学入門に関する授業を行う必要が生じたため、既刊の法学入門書をいくつか手に取ってみたことがある。それらは、年配の「大家」と呼ばれる研究者の単著か、比較的若い世代を含む複数分野の研究者の共著かに大別される。単著の法学入門は、法学の各分野で名をなした先生が自身の専門分野のみならず、幅広い法学の各分野を、自分の見方で説明するものが多く（体験記型法学入門）、一貫した視点のもとで含蓄ある内容が提示されていることが多い。これに対して共著の法

学入門は、アクチュアルな問題を扱いつつ、法学の各分野の特色がコンパクトに示されている（ガイドブック型法学入門）。もっとも、体験記型では、初学者・入門者にとって分かりやすい説明や具体例が示されていないことがあり、またガイドブック型では、視点の一貫性が弱く、法学が全体としてどのような像を描くものなのかが分かりにくいことがある。そこで、この2種類の法学入門のよい面を取り出したスタイルの基本書があれば、法学へのアクセスが容易になると考えた。

第2は、学際的な研究プロジェクトに参加することで得られた知見である。行政法学は他の法領域との接点が比較的豊かであり、学際的な研究プロジェクトに参加する機会が多い。他の分野の考え方やものの見方を知る中で、分野を超えて普遍的にあてはまる考え方や、その分野固有の考え方があることに改めて気がついた。具体的な解釈論や立法論の前提にあるこれらの考え方を入門書の中で提示すれば、法学の学習促進の観点からも有用なのではないかと考えた。

第3は、高校生との対話で得られた危機感である。かつて、「法学部はつぶしが利く」と言われ、高校生の時点では法学の勉強を心からは求めていない優秀層の一定数は、法学部に入学していた。しかし、法科大学院設置前後の法学部の志願倍率上昇から一転して、最近では法学部に行くという選択肢が、高校生の間で過小に評価されているように見える。毎年研修を受け入れている母校の高校（福岡県立東筑高等学校）の1年生（30名程度）のこれまでの進路希望アンケートを見ても、法学部が希望に含まれている生徒は、多くても2～3名である。そこで、法学部に進学することや、法学を学ぶことのメリットを、とりわけ若い世代に向けて、積極的にプレゼンテーションすることが重要ではないかと考えた。

3. 本書の試み

そこで本書では、次の3つの工夫を試みた。第1に、全15章で各章を3ユニットに

分け、45のユニットで法学の考え方をコンパクトに説明した。それぞれのユニットが法学のどの分野と関係し、どの基本書を読めばその先の勉強ができるかを示すために、目次の後ろに内容対照表を付けた。また、発展的な内容は各ユニットのコラムに配置し、一読するだけでは分かりにくい内容はできるだけ図示するようにした。

第2に、社会における法の役割に注目した編別を行った。本書の前半では、法学概論・憲法概論の後に、法の世界のアクターである人間・組織、アクターが保有する財産、アクター相互の関わり合いとしての取引・事故を取り上げた。本書の後半では、権利の実現手段・手続の側面や、刑事法・公法に特有の考え方、さらに国際法に関する問題を扱った。前半の内容は民事法が多いものの、必ずしも民事法・刑事法・公法の区別にこだわらず、法学の各分野に共通する考え方を中心に説明し、後半の内容では各分野特有の考え方を、後に各科目で細かな議論を学ぶ前提として知っていると理解しやすくなる限度で説明するように心掛けた。

第3に、具体例を重視した。説明が抽象的になりがちな概論の部分では、できるだけ具体例を取り上げたり、紛争の具体的なイメージを提示したりした。また、最終章にあたる第15章では、マンションを素材にさまざまな法制度の特色や課題を説明し、具体的な社会問題の解決に際して、複数の法分野の組み合わせによって、紛争の解決や予防が図られている像を示した。

法曹基礎プログラム（法曹コース）の設置や司法試験受験時期の変更など、法学教育の環境が大きく変わりつつある中、コロナウイルス感染症の影響を受けてオンラインによる教育が現実のものとなり、法学教育の向かうべき先は容易には見通せなくなってきている。そのような中でも、法学の学問としての魅力や学ぶ価値を幅広く伝えるアウトリーチ戦略は変わらず重要であり、本書がその一助となれば幸いである。